

総括表(その1)

府省名	内閣府
-----	-----

独立行政法人の整理合理化案

別添様式

法人名	類型名(区分)	事務・事業名	事務・事業の見直しに係る具体的措置				組織の見直しに係る具体的措置
			廃止	民営化	官民競争入札等 の適用	他法人等への 移管・一體的実施	
特定事業執行型 北方領土問題対策協会	北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業					・常勤職員の削減(平成19年度末1名、22年度末1名) ・一般業務効率化及び貢付業務効率化の各勘定の計上方法等の再検証を19年度中にを行い、業務分担の在り方を再度見直す。 ・主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。	
政策金融型 北方地域日漁業権者等に対する融資業務					法人資金について は、平成20年度当初から貯蓄を停止、住宅新築資金について は、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。		

独立行政法人の整理合理化案様式

2007/10/3

総括表(その2-1)

法人名	北方領土問題対策協会		府省名	内閣府	
沿革	昭和31.11 財団法人南方同胞援護会 昭和32.9 特殊法人南方同胞援護会 昭和36.12 特殊法人北方協会	→	昭和44.10 特殊法人北方領土問題対策	→	平成15.10 独立行政法人北方領土問題対策協会
役員数（監事を除く。）及び職員数 (平成19年1月1日現在)					
	法定数	常勤（実員）	非常勤（実員）	職員数（実員）	
	7人	2人		5人	19人
年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
一般会計	855	846	862	932	
特別会計	—	—	—	—	
計	855	846	862	932	
国からの財政支出国の推移 (17~20年度) (単位：百万円)	うち運営費交付金	658	654	632	746
	うち施設整備費等補助金	—	—	—	—
	うちその他の補助金等	197	192	230	186
支出予算額の推移（17~20年度） (単位：百万円)					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度（要求）	
利益剰余金（又は繰越欠損金の推移） (17・18年度)	938	933	959	1,016	
	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
	741	746	—		
運営費交付金債務残高（17・18年度） (単位：百万円)					
	平成17年度	平成18年度	平成19年度		
行政サービス実施コストの推移（17~20年度） (単位：百万円)	828	820	913	977	

- ・基金10億円等の利息(S62からは貸付業務勘定では利益は発生していない。)
- ・平成18年の利益の増加は、過年度損益修正益による。

見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び見込額（単位：百万円）	<p>①事務・事業の見直しに伴うもの ・國民世論の啓発業務、調査研究等についての見直し ・法人資金については、平成20年度当初から貸付を停止、住宅新築資金については、次期中期目標期間中に廃止も含めた在り方を検討する。</p> <p>②組織的な見直しに伴うもの ・平成19年度末、22年度末に各1名削減し、19名の常勤職員を17名に削減。 ・主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。 (見込額未定)</p> <p>中期目標の達成状況（業務運営の効率化に関する事項等）（平成18年度実績）</p> <p>中期計画最終年度(平成19年度)の一般管理費(人件費除く)を平成14年度に比して3%削減することとしており、これについても順調に達成できる見込みである。また、業務経費についても毎年度1%の削減を図るとしているが、これについても達成している。その他、生活資金、更生資金におけるリスク管理債権額を平成17年度残高に対し10%以上縮減する等の定量的評価を行っているが、数値目標が設定されているものについては全て目標を達成しているところである。</p>	
総括表(その2-2)		

支部・事業所等の名称	北方領土問題対策協会札幌事務所		
所在地	北海道札幌市中央区北4条西5丁目1番地(アスティ45ビル)		
職員数	7人		
支部・事業所等で行う事務・事業名	「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律」に基づく事務及び業務		
支部・事業所等			
国からの財政支出 (対19年度当初予算 増減額)	186 (△43)		
20年度 予算要 求額 (百万 円)	270 (△46)		
支出予算額 (対19年度当初予算 増減額)			

1. 横断的視点

1. 事務・事業及び組織の見直し

<事務・事業関係>

該当類型		特定事業執行型	政策金融型
<事務・事業関係>			
事務・事業に 係る20年度予 算要求額	事務・事業名 事務・事業の概要 (同種の事業を行う民間主体の数、人員等)	北方領土に関する諸問題の解決の促進を図る事業 ①国民世論の啓発(ア、返還要求運動の推進、イ、ビザなし交流事業の実施等、ウ、北方領土を目で見る運動の推進) ②調査・研究(ア、北方領土問題研究会の開催等、イ、国際シンポジウムの開催) ③元島民への援護(ア、返還署名運動等の諸活動への支援、イ、自由訪問の実施)	北方地域旧漁業権者等に対する融資業務 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づき、 北方地域旧漁業権者等に対し、漁業その他の事業及び生活に必要な資金を融通する。
国からの財政支出 (対19年度当初予算増減額)	746, 320千円 (114, 662千円)	746, 425千円 (104, 123千円)	186, 178千円 (△43, 413千円)
支出し予算額 (対19年度当初予算増減額)	(担当数) 12人	(同左) 7人	269, 999千円 (△45, 661千円)
事務・事業に係る定員(19年度)			
① 民間主体による実施状況 (同種の事業を行う民間主体の数、人員等)	①返還運動・啓発活動(ア、全都道府県に設置されている「県民会議」が関係組織・機関を結集して各地域で返還運動を展開、イ、青年・婦人・労働者等の全国規模の団体が組織する北方領土返還要求運動協議会(「北連協」)が参加団体の各層・職域等を中心いて返還運動を展開、ウ、元島民による組織(「千島連盟」)が返還署名運動等を展開、エ、その他) ②調査・研究については、アカデミズム、シンクタンク等がそれぞれの関心から北方領土問題に関する研究等を行っているところであるが、北方領土問題を専らの目的とする専門の民間研究機関は見当たらない ③元島民への援護を目的とする民間主体は存在しない。	北方地域旧漁業権者を対象とした融資事業を行う融資機関は存在しない。	
② 廃止すると生じる問題の内容、程度、国民生活への影響	①北方領土問題の解決は国の責任と権限(外交)で実現される以外に無いが、その外交交渉を支える最大の力は、北方領土の返還を求める一貫した国民世論にほかならない。昭和58年総理大臣決定「北方領土問題等の解決の促進を図るために基本方針」以下「基本方針」という。(北連協の「北方領土に関する諸問題解決の促進事業」は、このような観点から「一致した国民世論」の形成と高揚を目的として行われているものであり、その事業の廢止は、北方領土問題解決を最大の外交課題と位置付ける我が国の基本政策と齟齬することになる。 ②この事業を廃止したとすれば、北方領土問題に対する國の姿勢の後退として受け取られ、その内外に対する影響はかり知れない。	①北方領土問題が未解決であり、北方地域旧漁業権者等が立たされている特殊な地位に向う変化がない以上、補償的意味合いをもつ本制度を廃止することはできない。仮に本制度を廃止することによる北方領土問題等の解決の促進を図るために基本方針」以下「基本方針」という。(北連協の「北方領土に関する諸問題解決の促進事業」は、このような観点から「一致した国民世論」の形成と高揚を目的として行われているものであり、その事業の廃止は、北方領土問題解決を最大の外交課題と位置付ける我が国の基本政策と齟齬することになる。 ②また、本制度の重要性に鑑み、法対象者の不均衡を是正するため元居住者の居住要件の緩和等の法改正(平成18年12月成立、平成20年4月施行)を行ったこととの整合性が図れない。	
事務・事業の位置づけ (主要な事務・事業との関連)	主要業務	その他(独立行政法人北方領土問題対策協会法第3条第2項及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律に基づく事務・事業)	

事業開始からの継続年数	37年11ヶ月(特殊法人・北方領土問題対策協会の設立以来)	
これまでの見直し内容	(1) 事業のゼロベースでの見直し	同左
国 の 重 点 施 策 と の 整 合 性	(2) 北方領土問題の解決の促進を図るための基本方針(抜粋) 第1 北方領土問題その他の北方地域に関する諸問題についての国民世論の啓発に関する事項 1 基本方針 北方領土の返還の実現に向けて一致した国民世論の高揚とその持続を図るため、北方領土問題その他の北方地域に関する諸問題についての国民一人一人の理解と認識を深めるとともに、国民の自発的な北方領土返還要求運動の一層の発展とその全国的な定着化を推進する。 2 啓発の重点的推進方法 (1)各種広報媒体及び啓発施設による適切かつ効果的な広報活動の推進 (2)集会、講演会、展示会等各種啓発行事の推進 (3)学校教育、社会教育における適切な指導の確保 (4)地域、職場等における北方領土返還要求運動の促進とその体制の育成強化 第2 基本方針 北方地域元居住者の置かれている特殊な事情及び特殊な地位にかかるがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るために施策並びに北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割的重要性について、その認識を深めるための施策の充実強化とその一層の効果的な推進を図る。	北方領土問題の解決の促進を図るための基本方針(抜粋) (昭和58年7月5日 内閣総理大臣決定) 第2 北方地域元居住者に対する援護等に関する事項 1 基本方針 北方地域元居住者の置かれている特殊な事情及び特殊な地位にかかるがみ、その生活の安定及び福祉の増進を図るために施策並びに北方地域元居住者が北方領土問題の解決の促進を図る上で果たしている役割的重要性について、その認識を深めるための施策の充実強化とその一層の効果的な推進を図る。 2 援護等の施策の重点的推進方法 (1)北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業の効果的な推進 (2)北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業の効果的な推進 和36年法律第162号)に基づく融資事業の効果的な推進 (1)北方地域元居住者の団体の育成とその活用等によるこれらの者に係る研修、交流等の事業の促進 2 援護等の施策の重点的推進方法 (1)北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法に関する法律(昭和36年法律第162号)に基づく融資事業の効果的な推進 (2)北方地域元居住者の団体の育成とその活用等によるこれらの者に係る研修、交流等の事業の促進
受 益 と 負 担 と の 関 係 (受益者・負担者の関係、両者の関係)	(1) 特別措置法に定められている旧漁業権者、元居住者等の特殊な地位に置かれている者が受益者であり、これらの者への「補償的の意味合」から國が基金10億円を交付し、この運用益、貸付金利息及び長期借入金を原資として北朝協が貯付業務を行うとともに、國が利息補給費、管理費補給金を負担している。	45年9ヶ月(特殊法人・北方協会の設立以来)
財 政 支 出 へ の 依存 度 (国費／事業費)	746, 320千円／746, 425千円	186, 178千円／269, 999千円

<p>②これまでの指摘に対応する措置</p> <p>別紙1に記載</p>	<p>別紙1に記載</p>
<p>③諸外国における公的主体による実施状況</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p> <p>該当なし</p>	<p>本融資制度は、昭和37～平成18年度累計において18,334人に対し36,045百万円の融資を行っており、北方地域旧漁業権者等の営業その他の事業の経営とその生活の安定を図る効果を有している。</p> <p>④財政支出に見合う効果 (効果が得られているか、その根拠)</p> <p>①昭和33年以来、全都道府県に「県民会議」が設置され、北方領土の日、2月・8月の強調月間を中心に地道な活動を続けることなく続けていることは、北方領土問題に関する国民啓発の強力なベースとなっている。交通安全のような身近な問題と異なり、領土・国境・主権という「高度なテーマ」に関して、多くの人々の無償の活動により、このような体制が維持されていることは他に類を見ない。(2)「県民会議」を中心、「北連協」、「千島連盟」といった多様な背景や内容を持つ組織との連携を図りつつ進められている返還要求運動は、北方領土問題その他北方地域に関する諸問題の解決の促進に資するものである。</p> <p>「北方領土問題の解決の促進を図るために基本方針」にあるとおり、北方領土問題解決を促進するためにこれらの事業は不可欠である。</p> <p>事務・事業が實に不可欠かどうかの評価</p> <p>同左</p>
<p>事務・事業の見直し案(具体的措置)</p>	<p>・国民世論の啓発業務、調査研究等について見直す。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>見直し内容を検討中のため、改善見込みは未定である。</p>
<p>理由</p>	<p>同左</p>
<p>民営化の可否</p>	<p>—</p>
<p>事業性の有無とその理由</p>	<p>否</p>

民営化を前提とした規制の可能 性・内容	
可	民営化に向けた措置
(2) 事務・事業の民営化の検討	<p>民営化の時期</p> <p>否</p> <p>民営化しない理由</p> <p>①返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものである。②これらの事業は、採算性が全く見込まれないのみならず、國の方針との密接な連携の下に進められる必要があり、民営化には馴染まない。③仮に“民営化”したとすれば、國の取組み姿勢の後退として受け取られ、内では返還運動の衰退、外へは間違ったメッセージの発出という結果を招くことが予想される。</p>
(3) 官民競争入札等の積極的な適用	<p>該当する対象事業</p> <p>否</p> <p>a施設の管理・運営、b研究、c. 国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g収取、hその他</p> <p>b施設の管理・運営、c. 国家試験等、d相談、e広報・普及啓発 f検査検定、g収取、hその他</p> <p>官民競争入札等の実施の可否</p> <p>否</p> <p>今後の対応</p> <p>可</p> <p>契約期間</p> <p>返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものであって、官民競争入札等にはじまない。また、必要な啓発物品等の作成に当たっては、既に一般競争入札や企画競争を行っている。</p> <p>本事業の淵源である10億円の基金は、北方地域の旧漁業権者等の補償要求に対する措置として国庫より交付されたものであり、この事業は、10億円基金の管理とともに、國の責任において行われるべきであるという意識が関係者の間に極めて強い。北方領土返還要求運動において元島民等は「特別な地位」を占めており、運動の推進に不可欠な存在であるが、元島民等に対する特別よ低利融資制度である本事業は、全國の返還運動の推進を図る中心的な組織である北対協の他の事業と一緒に行動するのが最も自然であり、関係者の心情にも合致して効率的・効果的である。従って、この事業について官民競争入札等の制度を導入することは適当でない。</p> <p>導入しない理由</p> <p>否</p>

対象となる事務・事業の内容		北方領土に関する諸問題についての国民世論の啓発・調査研究、元島民等への援護業務等	「北方地域旧漁業権者等に対する特別措置法」に基く融資事業業務等
移管の可否		否	否
可	移管先		
理由	内容		
否	(4) 移管しない理由 他の法人への移管・一体的実施	<p>返還運動の推進は、基本的に民間のボランティアな活動によって担われており、北対協が行っている事業は、このような民間活動に対する方向付け・指導、人的物的な支援などの最小限のものである。したがって、これらの事業を的確に、かつ、効果的に進めていくためには、北方領土問題に関する知識、幅広い関係者との人脉・信頼關係が欠かせないものであり、適当な移管先は存在しない。</p>	<p>旧漁業権者等が特殊な地位に置かれていることを鑑み、政策的見地から交付された基金(10億円)とその果実である積立金は、「将来において、旧漁業権者等に対する措置が必要になる場合には、協会の残余財産をもって処理する」とされている。このことは法対象者にとって自身の補償的意味合いを持つものであり、国の責任において管理すべきであるとの意識が極めて強い。また、元居住者等は返還運動の中核的な立場を占めており、運動の推進に不可欠な存在である。これは国が上記の措置を取っていることが大きな活力となっている。北対協が扱う融資制度は多種に渡るため、他の法人において一元的に取り扱うことには困難である。 このことから、北方領土問題が解決するまでは、国の責任において、確實に貸付業務を実施することが必要である。</p>
一体的実施の可否		否	否
可	一体的実施		
否	一体的実施を行わない理由	上記「移管しない理由」と同じ	上記「移管しない理由」と同じ

<組織関係>

<p>(5) 特定独立行政法人關係</p> <p>理由</p>	<p>非公務員化の可否</p> <p>該当なし</p>
<p>(6) 組織面の見直し</p> <p>見直し実績 (廃止、民営化、体制の再編・整備等)</p> <p>理由</p>	<p>常勤職員の削減(平成19年度末1名、22年度末1名) ・一般業務勘定及び貸付業務勘定の各勘定の計上方法等の再検証を19年度中に行い、業務分担の在り方を再度、見直す。 ・主たる事務所(東京本部)は平成19年度内、札幌事務所は平成20年度内に移転することにより、一般管理費の削減を行う。</p> <p>中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて(平成18年12月24日行政改革推進本部決定)に基く見直しの実施。</p>
<p>2. 運営の徹底した効率化</p>	
<p>①給与水準、人件費の情報公開の状況</p> <p>役職員の給与等の対国家公務員指數 (在職地域、学歴構成によるラスバイレス指數)</p>	<p>94.4</p> <p>北対協のHPにおいて、「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について(ガイドライン)」に基き、役職員の報酬・給与について公表している。</p>
<p>(1) 可能な限りの効率化の徹底</p> <p>人件費総額の削減状況</p>	<p>平成19年度末、22年度末に各1名削減し、現在の19名を17名とする。</p>
<p>(2) 一般管理費、業務費等</p> <p>効率化目標の設定の内容・設定時期</p>	<p>現行中期目標において、一般管理費(人件費を除く。)について中期目標の最終年度(平成19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(平成14年度)に対して、13%削減すること、業務経費については、毎年度前年度比1%の効率化を行なうことが定められている。</p> <p>次期中期目標(平成20年度から平成24年度)において、効率化目標を設定する。</p>
<p>③民間委託による経費節減の取組内容</p> <p>④情報通信技術による業務運営の効率化の状況</p>	<p>主たる事業が民間ボランティアの活動により実施されており、民間委託は考えにくい。</p> <p>業務の効率化のため、コンピューターによる会計システム等の活用、電子媒体を活用したペーパーレス化を推進</p>
<p>情報公開の現状</p> <p>見直しの方向</p>	<p>北方領土問題対策協会の入札に関する情報、随意契約に係る公示、会計規程、随意契約の公表基準等をホームページにおいて公表している。</p> <p>現在、北対協の行っている随意契約については、国における見直しの取組(「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付け附則第2017号、財務大臣から各省各庁の長あて。))等を踏まえ、契約の在り方の見直しなど不断の見直しを行うこととし、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることとする。</p>
<p>名称</p>	<p>社団法人 千島・歯舞諸島居住者連盟</p>
	<p>合計</p>

	契約額	67,533千円(補助金)
関連法人 (2) 独立行政法人の賃金開示等における情報公開する情報公開	うち随意契約額(%)	-
当該法人への再就職者(役員の氏名及び当該役員の独立行政法人における最終職名)	該当者なし	
関連法人以外の契約額	別添参照1, 2	合計
うち随意契約額(%)	別添参照1, 2	55, 754千円
当該法人への再就職者(相手方で同一所管に属する公益法人に在職している役員の人数)	該当者なし	42, 841千円(77%)
(3) 隨意契約の見直し	別紙2「独立行政法人における随意契約の見直しについて(依頼)」(平成19年8月10日付け行政改革推進本部事務局・総務省行政管理局事務連絡)に記載	
(4) 保有資産の見直し	別紙3に記載	
3. 自主性・自律性確保		
(1) 中期目標の明確化	現状	現行中期目標において、業務運営の効率化に関しては、一般管理費(人件費を除く)について中期目標の最終年度(平成19年度)における当該経費の総額を、特殊法人時の最終年度(平成14年度)に対して、13%削減すること、業務経費については、毎年度前年度比1%の効率化を行うことが定められている。 次期中期目標の策定において、北村協が担う役割を明確にするとともに、可能な限り重点化や効率化の基本方向を明らかにし、引き続き具体的かつ定量的な目標を定め、事業ごとの評価を厳格なものとするように努めることとする。さらに、決算情報・セグメント情報についても、引き続き公表の充実等を図ることとする。
(2) 国民による意見の活用	現状	北村協が実施する各事業で、アンケートを実施しており、参加者からの意見や要望を事業に効果的に反映させるよう努めている。また、啓発施設にもアンケート箱を設置し、アンケート結果を踏まえた施設の充実強化を図っているところである。
	今後の取組方針	今後もアンケートなどを実施し、広く意見を吸い上げ、独立行政法人の運営・評価に活用することとする。